

足監査公表第 8 号
平成 24 年 11 月 29 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

足利市監査委員 岩 崎 勝

足利市監査委員 岡 本 篤 典

足利市監査委員 黒 川 貫 男

記

1 監査の種類 定例監査

2 監査実施日 平成 24 年 10 月 2 日 教育委員会
10 月 17 日 産業観光部、政策推進部
10 月 30 日 消防本部

3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた関係帳簿、証ひょう類等について、試査により内容調査、照合、検査等を行うとともに関係職員等に対する質問等により実施した。

4 監査の対象及び結果

監査の対象	監 査 結 果
教育委員会	財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり指摘事項が見受けられた。 (史跡足利学校事務所) ・平成 24 年度足利学校・全国論語研究会補助金について、補助金要綱等を定めず交付していた。
産業観光部	財務に関する事務は、適正に執行されているものと認められた。
政策推進部	財務に関する事務は、適正に執行されているものと認められた。
消防本部	財務に関する事務は、適正に執行されているものと認められた。